

納付証明書交付に係る事務取扱要領

平成30年4月2日

債権管理課長決定

(目的)

第1条 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育所等保育料に係る、納付証明書（以下、証明書という。）の交付方法及び手数料の徴収方法について、次のとおり定める。

(窓口申請による証明書の交付方法)

第2条 受付者は、窓口来庁者（以下、窓口申請者という。）の本人確認を行い、窓口申請者が納付義務者本人、同一世帯の者及び納付義務者本人から委任を受けた者の場合に限り証明書を交付するものとする。

2 受付者は、窓口申請者に前項の交付方法を説明したうえで、納付（税）証明書等交付申請書（以下、申請書という。）の記載を依頼する。

3 受付者は、申請書の記載内容を確認し、その内容どおりに証明書を作成して交付、又は、速やかに発送する。

(郵送申請による証明書の交付方法)

第3条 郵送申請による証明書の交付は、納付義務者本人の申請に限り交付するものとする。

2 受付者は、申請書の記載内容を確認し、郵送申請者が納付義務者本人でない場合や申請書類に不足や不備がある場合、申請書は受理せず、申請書一式を返送し、再申請するよう依頼する。

3 受付者は、申請書を受理したときは、その内容どおりに証明書を作成し、納付義務者へ送付するものとする。

(オンライン申請による証明書の交付方法)

第4条 オンライン申請による証明書の交付は、納付義務者本人の申請に限り交付するものとする。

2 市民課経由で申請書を受理したときは、当課にてその内容どおりに証明書を作成し、市民課より納付義務者へ送付するものとする。なお、申請内容に不備等がある際の対応については当課で行う。

(本人確認の方法)

第5条 証明書の交付に係る本人確認方法については、税務部証明書の交付事務に係る本人確認取扱要領（税務部作成）を準用する。

(手数料の額)

第6条 証明書の手料は、加古川市手数料条例（平成12年3月30日条例第25号。以下、条例という。）第2条第5号キに規定する、その他の証明として取り扱い、1通につき300円または150円を徴するものとする。

(手数料の徴収方法)

第7条 徴収の時期及び手数料の不還付については条例第3条及び第4条の規定によるものとする。

- 2 前条に規定する手数料は、証明する科目数、及び、年度数等の証明項目の数に関わらず、交付する証明書ごとに1通として取り扱う。なお、証明項目が多い場合など、証明書の枚数が複数枚にわたった場合も1通として取り扱う。
- 3 郵送申請による手数料は、原則として郵便小為替とする。受領した郵便小為替は、証明書発送日に換金し、その現金を収納するものとする。
- 4 オンライン申請による手数料は、クレジット決済とする。受領した手数料は、原則として市民課所管の歳入として収納される。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。